

横須賀市保育施設等の令和9年4月入園案内チラシ

本紙の内容は例年の手続きに基づいて記載しておりますので、変更となる場合があります。

令和9年4月入園申請の詳細については、決まり次第ホームページ等で9月頃に情報公開しますので必ずご確認ください。



保育施設の
新規入園について

横須賀市内の認可保育施設等への新年度入園申請について

《申請受付期間》 1次募集：10月1日(木)から10月30日(金)まで (2次・3次募集も行います。)

《結果のお知らせ》 1次募集：1月22日以降発送

○ クラス年齢

入園クラスは児童の令和9年4月1日時点の年齢で決まります。

※利用児童の該当するクラス年齢で申請して下さい。また、園により受入開始月齢が異なります。

○ 申請方法

保育施設等で申請書類〈①利用申込書(白いA3用紙)、②認定申請書(ピンクのA3用紙)、③保育を必要とする事由の証明書式、④その他必要書類等〉を受取り、第1希望の施設へ提出してください。

※家庭的保育事業所(しらかば家庭的保育所を除く)が第1希望の場合、

申請書類の提出先は子育て支援課入園係です。(はぐくみかん5階①窓口、電話：046-822-9728)

○ 申請にあたっての注意事項

- ・ 申請書類は、各認可保育施設共通です。
- ・ 申請受付期間終了後の希望施設の変更は出来ません。
- ・ 利用申込書には、希望施設を第6希望まで記入できますので、希望施設それぞれに提出する必要はありません。第7希望以下の施設を記入する場合、任意の紙(A4の白紙など)に①児童氏名②児童の生年月日③入園希望月(例:令和9年4月)④希望順位と施設名を記入し、利用申込書に添付してください。
- ・ 施設の見学をお願いしています。利用にあたっての重要事項や送迎の経路などを確認してください。※見学ができなかった場合でも希望施設として申請は可能です。申請後、見学をしてください。
- ・ 募集人数については、各施設へお問い合わせください。※横須賀市のホームページには10月上旬頃に募集人数の目安を掲載予定です。
- ・ 育児休業中の方が内定した場合、令和9年5月1日までに復職していただく必要があります。※復職できない方は、就労を理由とした4月入園の申請ができません。※入園ができた場合でも、復職できない場合は内定取消もしくは退園となります。
- ・ 1人でも多くの方が希望する保育施設等に入園できるよう、希望施設は実際に通園可能な施設を記入してください。※内定を辞退した場合、令和9年度中の入園審査(5月～3月)の優先順位が下がります。

入園審査の方法について

各施設の募集枠よりも多い申請があった場合、保育の必要性が高い世帯から順に内定します。

保育の必要性の高さの主な判断基準(市のHP 保育園途中入園のページもご参照ください)

- ・ 保育を必要とする事由における月の労働時間、疾病・障がいの程度など
- ・ ひとり親世帯、きょうだい同時申込み、保護者の所得などの世帯状況

※先着順や抽選ではありません。



『5. 入園審査の方法について』
までスクロールしてください

【問い合わせ先】

横須賀市民生局福祉こども子育て支援課入園係 TEL:046-822-9728 (はぐくみかん5階 ①窓口)

保育の必要性の事由について

保育の必要性の事由	必要提出書類
就労 (月64時間以上)	就労証明書 ※自営業で就業場所が自宅の場合 ：開業届（開業初年度）や確定申告書（2年目以降）の写しも添付。 ※育児休業・産休から復職予定の場合：育休（産休）後復職誓約書も添付
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産（分娩）予定日を記入したページ） ※産後、育休を取得せず就労する方は就労証明書も添付
疾病・障がい	診断書（保育への影響と治療期間が記載された原本）または障害者手帳の写し
介護・看護 (月64時間以上)	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受ける方の要介護度が記載された介護保険被保険者証・障害者手帳の写しまたは診断書（原本）
求職活動	求職活動申立書 ※起業準備の場合：事業計画書も添付
就学 (月64時間以上)	①学生証の写しまたは在学証明書 ②時間割（カリキュラム）など就学状況が分かるもの

保育料について

- ・3～5歳児クラスのお子さん：幼児教育・保育無償化により、保育料は無償（0円）です。
- ・0～2歳児クラスのお子さん：保護者の合算した令和8年度市民税所得割額により決定します。
なお、市民税所得割額が合計で115,000円未満（ひとり親世帯等は135,600円未満）の場合、保育料は無償（0円）です。
※生計を同一にする兄弟がいる場合、保育料の多子軽減があります。

市外にお住まいの方が横須賀市の保育施設等に申請する場合

○ 申請方法

- ① 横須賀市に転入予定があり、転入先の証明書類を提出できる場合→横須賀市へ直接申請
 - ② 横須賀市に転入予定がない場合、または転入先の証明書類を提出できない場合
→住民票のある市区町村の保育施設入園担当課（以下、「市外担当課」）へ申請
- ※入園を希望する施設の見学をお願いします。遠方地にお住まいで見学が難しい場合は、入園を希望する旨の電話連絡を施設にしてください。

○ 申請書類

申請受付期間中に以下の書類が横須賀市子育て支援課へ到着するように申請をしてください。

必要書類	備考
利用申込書	横須賀市の様式（市外担当課へ申請する場合は、お住まいの市区町村の様式）
認定申請書	横須賀市の様式（市外担当課へ申請する場合は、お住まいの市区町村の様式）
保育を必要とする事由の証明書	就労証明書、診断書、母子手帳の写し等
住民税課税証明書	令和8年1月1日に住民票のあった市区町村の令和8年度住民税課税（非課税）証明書
転入先証明書類 ※転入予定ありの場合は、①と②両方を提出	①転入に関する申立書 ②転入先の証明書類 ・住宅契約書の写し ※住所、引渡し日、契約者が確認できるもの ・同居予定申立書（横須賀市民と同居する場合） 令和9年3月末までに転入予定の方は、横須賀市民として入園審査を行います。

横須賀市にお住まいの方が市外の保育施設等に申請する場合

○ 申請時期等の確認

希望する施設のある市区町村の市外担当課へお問合わせのうえ申請期間、必要書類、審査基準などを確認してください。転入予定で申請する場合、市外担当課で直接受付する場合があります。

○ 申請方法

希望する市区町村の申込締切日（必着）の10日前までに、申請書類を横須賀市子育て支援課へ提出してください。
※市内の保育施設等の入園を希望する場合、市内と市外それぞれの申請が必要です。